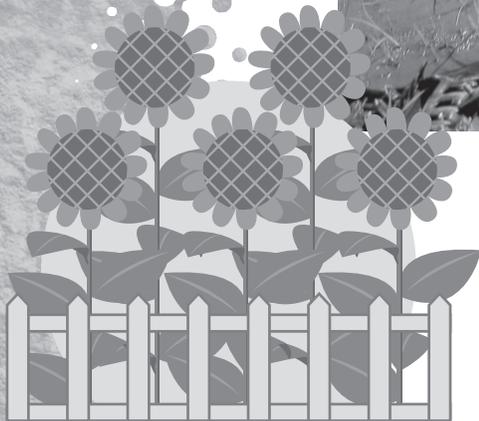


おおなん

# 農業委員会だより



## 目次

- TPP特集..... 2、3
- 就農者紹介..... 4、5
- 農地利用状況調査の結果について..... 7

編集・発行: 邑南町農業委員会  
〒696-0192 邑智郡邑南町矢上6000番地(邑南町役場農林振興課内)  
Tel:0855-95-1116/IP:050-5207-3011 Fax:0855-95-0171

2013年7月

# 第14号

## TPPは撤退しかない

安倍首相は三月のTPP交渉参加表明に続いて、四月十二日のアメリカとの事前協議で「合意」。四月下旬には交渉参加十一カ国すべての同意をとりつけるなど、交渉参加への道を突き進んでいます。邑南町農業委員会はこれまで、TPP反対の意見書を三回、参加表明への抗議声明も可決するなど、TPPは農業と地域を壊滅させると、反対抗議の意思を表明してきました。

この間、事前協議でも「国益を守る」ことは何ら保証されず、国益を守るには撤退しかないことが明らかにしつつあります。

### 「聖域」の保証はない

一つに、守るために全力をつくすと約束してきた米、乳製品、砂糖など重要農産物の関税撤廃の「聖域」確保の保証がほとんどないことが明確に。事前協議のアメリカの発表では日本の重要農産物についての言及はなく、アメリカ議会へも「日本は全品目を交渉対象とし、高水準で包括的な協定を年内に完成させると約束」と通知。アメリカの農産物業界団体は事前協議を大歓迎する声明を

発表し、オーストラリアやニュージーランドも全品目の自由化が当然と迫っています。

二つに、BSEの懸念のある牛肉輸入月齢緩和に続いて、日本の交渉参加の「入場料」とされた自動車、保険の分野でも、アメリカに大幅譲歩。日本がTPPの最大のメリットとしてきた自動車でもアメリカの言いなり。



### アメリカの基準の押し付け

三つに、事前協議の「合意」で、TPP交渉と並行して、自動車分野をはじめ保険、投資、知的財産権、規格・基準、政府調達、競争政策、衛生植物検疫などの非関税措置について、日米2国間協議をし、TPP交渉の妥結までにまとめると約束し

たこと。アメリカは、日本の残留農薬基準や添加物の規制、遺伝子組み換え表示も、非関税障壁に当たり撤廃せよと迫る危険も。医療や公共事業など国民生活のあらゆる分野で、これまで守ってきた制度が、アメリカの儲けの邪魔になるとして、アメリカの基準を押し付けられることは必至です。

またアメリカ政府が導入を強く迫っているISD（投資家対国家紛争処理）条項は、わが国の法律や行政、司法判断までが外国企業から「損害を被った」と訴えられ、その執行中止に追い込まれるなど、国の主権が侵害される危険の大きなものです。

### 交渉力を本当に発揮できるのか

アメリカ政府が日本の交渉参加に合意しても、アメリカ議会の九〇日の審議を経て、その承認が必要で、その過程で、さらに譲歩を迫られる危険もあります。

本交渉に参加する際にも、交渉国が合意した内容は無条件で受け入れ、議論を蒸し返さない、現交渉国による交渉打ち切りも拒否できない、しかも、交渉内容はそれまで一切知ることができない、ことも明らかになっていきます。「交渉でわが国の主張を反映させる」どころか、で

きあがった文書にサインさせられるだけになりかねません。

### 国益を守るため、撤退しかない

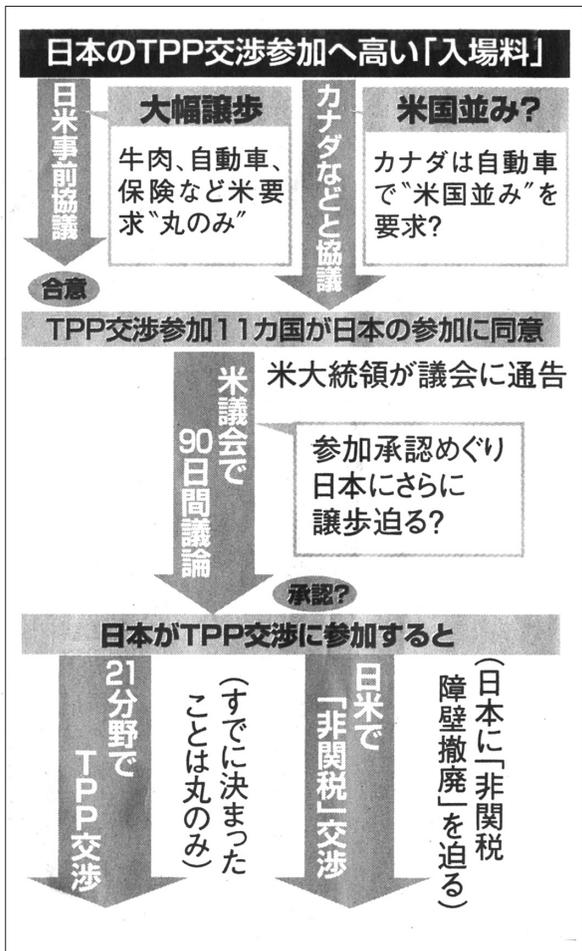
衆参の農林水産委員会は四月、重要農産物などの「聖域」が「確保できない場合は撤退を」の決議。TPP参加は、「メリットはなく、失うものはあまりにも大きい」「経済も食料の主権もなくされ、日本が日本でなくなる」ものです。国益を守るためには交渉から撤退しかありません。

NO ! TPP



### 表紙写真

(上) 阿須那小学校の児童全員でもち米の苗を植え、(下) 田車で除草作業をしています。「あすなっ子祭」でお餅を配り米も販売しています。



### TPP交渉をめぐる日程

- 2010年3月 第1回オーストラリア会合
- 2013年3月 第16回シンガポール会合
- 4月12日 事前協議で日米合意
- 4月20日 ほかの10か国も承認
- 4月24日 米政府が議会に通知
- 米議会で90日間（7月23日ごろまで）の審議
- 5月15～24日 第17回ペルー会合
- 7月15～25日 第18回マレーシア会合
- 7月23日ごろ 日本が交渉参加？
- 同時に日米2国間交渉も開始
- 9月5、6日 TPP交渉会合（会場未定）
- 10月7、8日 APEC首脳会議（インドネシア）
- TPP大枠合意？
- 12月 TPP交渉妥結？

日「TPP交渉断念を求める意見書」、三月二十一日には「TPP 交渉参加表明に対する抗議声明」を可決しました。

日「TPP交渉断念を求める意見書」、三月二十一日には「TPP 交渉参加表明に対する抗議声明」

### 「TPP交渉参加に対する抗議声明」(要旨)

三月十五日、安倍総理は、「政権公約は必ず守る」、「農業は国の礎でなければならぬ。農業と食はしっかり守っていく」などと述べTPP交渉参加を表明した。

政府試算によると、TPPは、輸出などにより国内総生産3兆二千億円増える一方、農林水産業の生産額が三兆円落ち込み、食料自給率四十%から二十七%低下することを公表した。輸出産業の犠牲が、すべて農林水産業に壊滅的影響がある事を政府が自ら認めている。

(島根県の二〇一一年農業産出額598億円に基づく)減少額は二七二億円・45.5%

TPPは、国のかたちを根底から変え、農林水産業の崩壊を進めることであり、町内の農林業者とともに、強い憤りを持って抗議する。

### 「TPP交渉参加断念を

### 求める意見書」(要旨)

安倍首相はオバマ大統領との首

脳会談で、TPP交渉参加に踏み出す意向を表明しました。農業をはじめ、医療や建設、消費者など国民の多くがTPP参加に反対し、地方自治体議会の九割以上が反対・慎重の決議をあげ、自民党の国会議員も六割を超す議員が反対のなか、また国会や国民への情報開示や議論の場もなく、日米首脳会談で交渉参加に踏み出すことなど、とうてい認めることはできません。

TPPへの参加は、邑南町の農業と地域を必死で守っている農家、地域の人たちの生きる希望を奪うもので、断じて許すことはできません。次のことを強く求めます。

**TPPへの参加表明は断じて行わないこと。**



## 就農者紹介

沼田 高志さん（二十三歳）

阿須那地区

初めまして、農業研修生の沼田高志です。兵庫県の淡路島から農家になるためにこの邑南町にやってきました。

私の故郷淡路島は農業で有名な地域ですが、私自身はこれまでほとんど農業に関わったことはなく、「農家になりたい」と考えた時にも、具体的にどうすれば良いかも分かりませんでした。そこで、広告やインターネット等で色々調べたところ、島根県では農業研修制度がしっかりしているという感じを受け、一度島根県を見て回る事にしました。



島根県を選んだのは、独自に進めている「半農半蔵人」という制度に興味を引かれたからでもあります。私は酒、特に日本酒が好きで、「自分の好きな物を作る仕事だから楽しいのでは」と安易な期待を持っていました。

当初、邑南町は研修先の第一候補ではありませんでした。しかし、町の積極的な宣伝と、穏やかな雰囲気が入り、お邪魔させてもらう事となりました。

昨年一年間は、石見地域の上野功さんの元で野菜作りを教わりました。上野さんの元では、単に野菜の作り方だけでなく、農家としてやっていくための姿勢のようなものを教えてもらった気がします。それまでの自分は、「なんとなく自分のやりたい事をやって楽しめば、それに共感して楽しんでくれる人もいないんじゃないか？」くらいに考えて来ていたのですが、上野さんの場合は「まず本気でやり、その上で楽しい事があつたり、逆に苦しい事もあつたりするかもしれないけれど、農家はそういうものなのだ」と受け止められている感じでした。こういった地道な考えというのを自分は見落としていたけれど、それがいかに大きなものだったか、垣間見た一年だったと思います。

今年は「半農半X」という制度を使い羽須美地域（阿須那地区）の細貝輝男さんの元で米作りを習いながら就農に向けてナスや枝豆を栽培しています。



まだ見様見真似で分からない事ばかりですが、地道に自分のできる事を全力でやって農家として食べていくための「自分の形」を早く作り上げたいと思います。

どうぞこれからもよろしくお願いたします。

杉本 正道さん（四十歳）

コズエさん（三十五歳）

布施地区

今年初めて就農希望者を受け入れられた農事組合法人赤馬の里の土崎

忠司組合長とインターンされた杉本さん（四十歳）ご夫妻にお話を伺いました。



写真①

土崎さん、このたび二人のインターン就農者を受け入れられたそうですが、その経過を教えてください。

きっかけはちょうど十年前になります。合併直前に銭宝自治会が結成されました。銭宝自治会は3集落（布施一、布施二、八色石）の集まりで、当時戸数一〇五戸、人口約二五〇人でした。自治会の地域振興部で戸数・人口の将来の予測をしたところ、三〇年後には十数戸にまで減少する可能性があることがわかりました。そして子どもの数が極端に減少ことも大きな衝撃でした。予測は単に減少率を掛け算したのではなく、戸別にその家の事情等を考慮し

ながら計算しました。そのころから何とか手を打たなければということ、自治会・公民館が勉強会等を主催してきました。

同じ時期に役場産業振興課では集落営農組織育成の取り組みが進められていました。そのなかで布施2集落が全戸参加して旧瑞穂町初の農事組合法人を設立しました。自治会でも地域振興プラン（夢づくりプラン）当時、邑南町自治会として初めての取り組み）をつくる中において農業後継者確保は大きな課題でした。その後平成十九年にはもう一つ農事組合法人が立ち上がり、小さな自治会の中に二つの集落営農組織が誕生しました。

平成二十四年度からは定住促進課の事業で「地域再生プロジェクト事業」に取り組んでいます。産業面では法人間の連携、新規就農者の確保、六次産業化への取り組みなどが計画に挙がっています。その一環としてIターン就農者を受け入れることになりました。

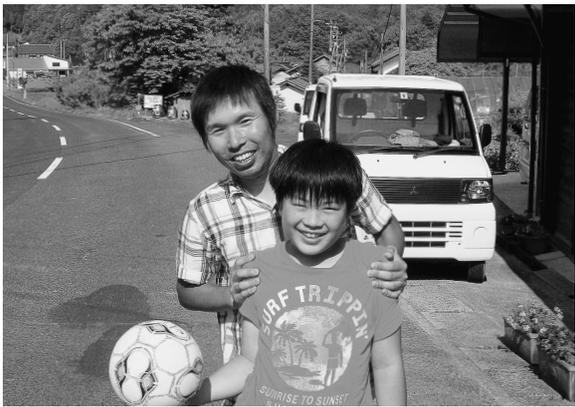
**具体的にどのように募集されたのですか？**

ふるさと島根定住財団にお願いし、昨年大阪で開催された「新農業人フェア」で募集することになりました。将来予測では子どもの減少が大

きな課題であるため、子どもさんのいる家族またはこれから子どもさんが生まれる家族のかたに限定し募集しました。

数週間後、定住財団の担当者から連絡があり、「杉本さん夫妻が」ぜひ布施を訪問してみたい」とのことでした。そこで秋の連休に併せて来てもらい、農業の様子をお話し、また赤馬滝なども見学してもらいました。その時は役場定住コーディネーターの横洲さんに案内していただきました。

帰阪されて早速「布施で農業がしてみたい」と願ってもない連絡がありました。そして今年三月に来町され今日に至っています。



写真②

**杉本さん、都会を離れるきっかけはなんでしたか？**

私はある企業で営業の仕事をしていましたが、夜も遅く妻との時間もなかなかとれませんでした。将来は子どもと触れ合う時間もほしいと思っていました。邑南町以外にもいろいろあたっていました。条件が整いませんでした。

昨年、新農業人フェアを訪ねたところ、邑南町布施の募集チラシが目にとまり、定住財団のかたに希望を伝えました。

**布施を訪問してみて、どのような印象でしたか？**

とても静かで落ち着いたところでした。妻とは「こんなところで農業ができたらいいな」と話し、すぐに決意が固まりました。

**来町して三ヶ月。ここでの生活に慣れましたか？**

私自信は初めて農業をするので、なにもかもが新鮮です。来ていきなりハウズ建設でしたので、最初は疲れましたが、植物が育ち摘果などの作業が始まるとだんだん農業らしくなってきました。サラリーマン時代は仕事上で付き合う方がほとんどでしたが、こちらでは地域の人との付き合いもあり、大阪では味わえな

かった生活をしています。

今は小河内のお試し住宅に住んでいて布施まで片道二十分以上かかりますが、井口建設さんのお世話でもうじき高見に引っ越すことができそうなので楽しみにしています。

**土崎さん、農事組合法人赤馬の里が受け入れ先と聞きましたが？**

島根県の集落営農等派遣研修事業を活用しています。これは集落外を含め幅広く人材確保を希望する集落営農組織に対して、人材派遣会社を通して農業を希望する人を派遣する事業で、期間は一年間です。

赤馬の里だけでは作物が限られていますので、地域内の農作業を受託する形でいろいろな作物栽培の研修をしてもらっています。

**杉本さん、今後の展望や課題はありますか？**

来年からは少しずつ自営も始め、法人での収入も併せて生活費を確保していきたいと思っています。ただ支援制度がなくなるまでに自立できるかどうか大きな課題だと思います。

写真① パブリカの摘果作業をする杉本さん  
写真② 地域の子どものふれあいも大切にしています。

## 「農地法による届出」

農地を転用するためには許可が必要ですが、自己の耕作のために必要な農業用施設に転用する場合には届出で済む場合があります。

- ・ 転用可能面積「二百平方メートル」未満であること。
- ・ 耕作の事業を行っている農地の所有者による届出であること。

※転用の届出を行うことのできるのは、農業を行っている農地の所有者となります。また、他人の農地に農業用施設を建設したい場合には、届出の対象とはなりませんのでご注意ください。

他人の農地を転用する場合には、農地転用の許可（農地法第5条の許可）が必要となります。

## 「農地法Q&A」

「Q」農地法ってなんですか？

「農地法」は、耕作者の地位の安定と生産力の増進を図ることを目的として、農地の権利移動や転用に一定の規制をかけています。「農地の売買、贈与、賃貸借等をする場合」「自分が所有している農地を農地以外にする場合」「農地を農地以外にする目的で、売買、賃貸借等をする場合」は農地法の許可が必要になります。

ます。特に、農地法の許可を受けずに農地を農地以外にした場合（「農地転用」という）や、許可の条件に違反している場合等は、工事中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。また、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処せられることもありますので、注意が必要です。

なお、農地法の適用を受ける農地は、登記地目が農地であるものももちろんのこと、登記地目は農地ではないが、現況が農地として利用されているものも対象になりますので、ご注意ください。

「Q」相続登記が終わっていないが申請できますか？

「A」申請できますが相続関係が確認できる戸籍謄本、遺産分割協議書等の書類の添付が必要となります。

「Q」転用許可を以前に受けたが登記簿の地目が田や畑のままなのは？

「A」法務局で地目変更登記をしてください。農地転用許可や届出をしただけでは、登記簿の地目は変わりません。地目を変更するには、転用事業完了後に法務局へ登記地目の変更登記申請をしてください。

## 「有害鳥獣被害対策」

邑南町は中国山地に囲まれた盆地の地形であるため、大半の農地は山林と接しており、農家は猪や猿などによる農産物の被害に頭を悩まされています。

鳥獣による被害状況は

平成二十三年度 一千一八万円  
平成二十四年度 一千三四六万円

となっており、  
こうしたことから町では有害鳥獣

駆除に対する奨励金制度を設けて、一頭（匹）当たり猪六千円、猿二万円、鹿七千円が支払われています。

なお、今年度から国の事業で最長三年間に限り成獣八千円、幼獣千円の上乗せがあります。

主な有害鳥獣駆除の実績

平成二十三年度	平成二十四年度
猪 一八三頭	三二六頭
猿 二一匹	三五匹
鹿 三頭	七頭

有害鳥獣の駆除には、許可手続きが必要ですが、狩猟免許も必要であり、町内の免許所有者の皆さんは邑南町捕獲班を組織して、駆除に努力をして頂いております。

会員数は、  
羽須美支部 四〇名

瑞穂支部 四〇名  
石見支部 四六名

となっておりますが、農家と同様会員の高齢化が著しく、新たに免許を取得される後継者が望まれておりません。

また、農地を被害から守るために町では防護柵などの設置に助成をしています。

事業の実施状況は、  
平成二十三年度 平成二十四年度  
国の補助事業 一六地区 二二地区

町単独事業 四集落 六集落

邑南町には農地を守り、農家の生産意欲を高めるためにも、こうした有害鳥獣駆除の奨励や、防護柵設置に対する補助・助成制度があります。



## 「農地の賃借料について」

平成24年4月から平成25年3月までに締結された利用権設定に関する賃借料（10a当たり）は以下のとおりでした。

●水田（計77件） 無償貸借・・・28件 （円、件）

	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
羽須美地域	6,500	15,000	2,700	10	物納5件
瑞穂地域	7,000	10,000	1,500	10	物納3件
石見地域	6,800	10,400	3,600	29	物納14件
町内全域	6,700				

●畑（計16件） 無償貸借・・・11件 （円、件）

	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
町内全域	3,800	5,400	2,700	5	物納なし

- ※1 データ数は、集計に用いた利用権設定件数です。
- ※2 金額は、100円未満は四捨五入です。
- ※3 賃借料が物納（玄米）の場合は、30kg当たり 7,000円 に換算しています。
- ※4 平均額を算出する際、極端に高い又は低い額は含めていません。
- ※5 畑については、町内全域のみで表示しています。
- ※6 この金額は、あくまでも参考例として表示していますので、実際の賃借の際は当事者で話し合いのうえ決めてください。

### 農地の利用状況調査の結果について

農業委員会では、農地法第三十条第一項に基づく平成二十四年度の調査を十一月の『農地パトロール月間』を中心に実施しました。三年目となる調査も各集落の農林業集落推進員や集落長の皆様のご協力を得ながら、無事終了しました。

調査は、優良農地の確保・有効利用の促進のため、農地の遊休化・荒廃の程度の実態把握と発生防止・解消はもちろんのこと、農地の違反転用の発生・防止対策等を重点に実施しており、調査の結果は耕作放棄地全体調査結果として報告しています。平成二十四年度において、町内全域の調査を実施した結果は以下のとおりでした。

#### 《調査結果の表》

平成二十一年度からの五カ年計画で実施してきた「耕作放棄地緊急対策交付金事業」が、平成二十五年度をもって終了します。調査の結果、A分類（再生利用可能な土地）と判断された田や畑を対象とし、重機を用いて再生が必要であり、所有者に代わって耕作する人（所有者自らの

場合、戦略作物等であれば可）・再生後五年以上の耕作継続等が確保できれば、その再生経費を国・県・町が支援します。ぜひご検討下さい。事業への取り組み等のご希望があれば、町農林振興課へお問い合わせ下さい。

#### 【調査結果表】

**A分類**（再生利用が可能な荒廃農地）

区分	田	畑	計
(平成23年)	57.2	26.1	83.3
農地への再生	-3.1	-2.7	-5.8
B分類への移動	-3.1	-0.9	-4.0
B分類からの移動	+2.0	+1.8	+3.8
転用	-0.2	-0.1	-0.3
新規（発見・発生）	+8.6	+3.6	+12.2
増加（再発生）	+2.0	+1.2	+3.2
その他増減	+0.0	+0.0	+0.0
	-1.0	-0.0	-1.0
平成24年	62.4	29.0	91.4

(単位：ha)

**B分類**（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）

区分	田・畑計
(平成23年)	356.8
A分類への移動	-3.8
A分類からの移動	+4.0
非農地判断済み	-0.4
転用	-1.7
新規（発見・発生）	+4.8
増加（再発生）	+0.0
その他増減	+0.0
	-93.0
平成24年	266.7

※その他減(-)は、既に山林化しており、過去に調査対象としていたが、今回の結果からは外したものの。

## 「平成二十四年度 女性農業委員研修会」

女性農業委員研修会が二月二十七日、大田市で開かれ、県内の女性農業委員二十八名中十九名の出席。邑南町農業委員会からは二名が出席しました。

広島県女性農業委員の会長・道下和子さん(庄原市)を講師に研修。道下会長は、「農業委員は男女を問わず皆が農業の民生委員と思い、土地や担い手の問題、農地集積や貸借等の場合にも積極的に参加し発言を心掛けている」「女性加わる事で会が和やかに進んでいく様になっている」など、女性農業委員の果たしている重要性を強調されました。

## 「地産地消鍋」

春の恒例の行事となって来た地産地消鍋を三月十七日に「道の駅みずほ」で行いました。



## 「農作業事故をなくそう」

「危ないー!」

農作業事故、自分だけは大丈夫と  
思っていませんか?

みなさんは農作業中、特に草刈機やトラクターなどの農機具を使っている時「ヒヤッ」とした経験はありませんか。農機具のエンジンをかけたまま点検するのは危険と知っていながら、自分だけは大丈夫と思って作業していませんか。

毎年多くの方が農機具による事故で大きなケガをされたり、亡くなられています。

特に、転倒事故は死亡事故につながる可能性が高いので注意してください。

①トラクターによる転倒  
運転ミスによる転落のほか、降雨後の路肩の崩れによる転倒もあります。

②草刈り中の転倒  
斜面の草刈り中の転倒は、草刈機で自らの身体を傷つけることがあり大変危険です。

スパイク靴など十分な転倒防止策をとるとともに無理な作業はやめましょう。

③運搬車による転倒  
堆肥や肥料を積んだ運搬車はバランスが悪く危険です。乗車せず歩行

して操作してください。  
特に、ほ場への出入りなど旋回する時はエンジンの回転数を下げ、ゆっくりと曲がりましょう。



農機具は決して安全な機械ではありません。ケガをしたら、農業を続けることができなくなる場合もあります。面倒でも、点検する時はエンジンを切るなど無理な作業をしないよう気をつけましょう。

◎保険に加入しましょう。

農業者は民間会社の社員のように労災保険に加入することができません。

安全意識を高めるとともに万が一の事故に備え、保険に加入しましょう。保険の種類はすべての農作業中の事故に対応する傷害保険とトラクターなど指定の農機具による事故のみに対応する保険などがあります。保険はJAなどで取り扱っています。

## 「永年勤続表彰」

島根県農業会議では平成二十四年度の永年勤続表彰を松江市で行いました。多年にわたる農業委員の活動に対する表彰で邑南町農業委員会から一名の該当者がありました。

細員 輝男(阿須那)

(平成八年七月～平成十一年七月)

(平成十七年四月～現在に至る)

これからも農業の発展と農業者の地位向上に努力されることを期待します。

## 編集後記



TPP交渉へ参加することに反対する意見表明を農業委員会は三回にわたって行ってきた。しかし、安部内閣は先の衆議院選挙の公約を反故にし、米国をはじめ十一カ国と七月以降交渉に入ることにしている。

この交渉において農業や医療・保険など各分野において聖域なき関税撤廃を求められることは必至です。

邑南町など中山間地域の農業は壊滅的な被害を受け、地域が崩壊することとなる。

なんとしても皆で反対の意思表示、交渉協議にストップをかけることだ。

さて、いよいよ夏本番、体調管理に十分留意し、農作業事故なく秋の収穫を迎えましょう。  
(寺脇 義文)